

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水ポンプ駆動用電動機冷却用水ポンプ（B）の出口逆止弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	G III	
2	1号機	中央制御室換気空調系プロセス計算機室局所空調機（A）に冷媒圧力高を示す警報が発生したため、当該空調機を点検・修理	G III	
3	1号機	タービン建屋1階のストームドレンファンネルに腐食孔が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
4	2号機	原子炉冷却材浄化系ポンプ（A）シール水供給弁駆動部の点検において、ベント孔よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を修理	G III	
5	2号機	原子炉隔離時冷却系蒸気管ドレン隔離弁（一次弁及び二次弁）駆動部の点検において、ベント孔よりエアリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を修理	G III	
6	2号機	中性子計測系局部出力領域モニタの点検において、検出器側のコネクタ部（2箇所）の抜け落ちが認められたため、当該コネクタ部を点検・修理	G III	
7	2号機	制御棒駆動水圧系駆動水加熱器温度記録計の点検において、内部部品（制御用リレー）に動作不良が認められたため、当該部品を交換	G III	
8	2号機	取水設備バー回転式スクリーン（D）の点検において、当該スクリーン用部品（バケット）に破損（5枚）が認められたため、当該スクリーン用部品を交換	G III	
9	2号機	残留熱除去海水系ポンプ連絡弁の点検において、弁棒ライニング部に剥離及び傷、並びに底部フランジライニング部に傷が認められたため、当該部を修理	G III	
10	2号機	主蒸気隔離弁漏えい率検査のリハーサルにおいて、当該隔離弁（D）にシートリークが認められたため、対応検討	G III	
11	2号機	「原子炉自動スクラム（B系）」及び「スクラム排出容器レベル高による原子炉自動停止」を示す警報が発生した。調査の結果、制御棒駆動水圧系スクラム排出容器レベル高信号用レベルスイッチに施されていたジャンパー線の復旧作業の際、外したジャンパー線の端子が端子台取付け用金属ベースに接触し、地絡したことにより、本事象が発生したことが認められたため、対応検討	G II	
12	4号機	中央制御室換気空調系空調機駆動用電動機軸受振動値の上昇傾向監視中、管理値外れが認められたため、対応検討	G III	
13	6号機	タービン建屋換気空調系風量制御ダンパ操作器（3台）の点検において、開動作不良が認められたため、当該操作器を修理	G III	
14	その他	使用済燃料輸送容器（キャスク）保管庫地階の床ドレンサンプポンプ（B）出口逆止弁の点検において、当該弁外面の一部に腐食が認められたため、当該部を補修塗装	G III	